

平成25年度第1回「鎌ヶ谷市保健・医療・福祉問題協議会」会議録

- ◇ 日 時：平成26年 1月21日（火）13時30分～14時30分
- ◇ 場 所：鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 4階会議室
- ◇ 出席者：下記名簿のとおり

○鎌ヶ谷市保健・医療・福祉問題協議会委員 (敬称略)

号	会長等	氏 名	役 職 等	出 欠
1	会 長	堀江 直茂	鎌ヶ谷市医師会	出席
		石川 広巳	鎌ヶ谷市医師会	欠席
		齋藤 俊夫	船橋歯科医師会長	出席
		小林 数夫	船橋薬剤師会	出席
		小島 英子	千葉県看護協会	出席
2	副会長	徳田 訓康	鎌ヶ谷市社会福祉協議会長	出席
		児安 憲明	特別養護老人ホーム慈祐苑	出席
3		山本 武夫	鎌ヶ谷市自治会連合協議会	出席
4		井上 孝夫	千葉県習志野健康福祉センター長	出席
		山本 穰司	鎌ヶ谷総合病院長	出席
5		宗川 洋一	鎌ヶ谷市市民生活部長	出席
		皆川 寛隆	鎌ヶ谷市健康福祉部長	出席
4		沖田 令子	公募による市民代表者	出席

○事務局

氏 名	職 名	氏 名	職 名
田中 延佳	健康増進課長	本間 恵	健康増進課予防係長
鈴木 恵子	健康増進課主幹	小池 誠	健康増進課主査
菅井 智美	健康増進課主幹		

◇ 会議の議題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 会議署名人の選任
- (3) 「災害時の医療について」
- (4) その他

清水市長による委嘱状交付式、各委員の自己紹介、配布資料の確認、会長及び副会長の選出が行われ、会長は堀江委員、副会長は徳田委員に決定した。

会議録の作成について説明。

会長 : まず会議録署名人の選任についてですが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 : 会議録署名人は、後日、事務局で本日の会議の記録を作成しますので、その確認の署名をお願いします。

慣例ですと会議録署名人は名簿の順としており、今回は小島委員と徳田委員にお願いしたいと存じます。

会長 : 皆さんいかがでしょうか。

一同 : 異議なし。

会長 : それでは、小島委員と徳田委員にお願いしたいと思います。

また、会議録については概要記載か、一言一句記載か、また、発言者名の記載はいかがいたしましょうか。

参考として事務局の方から説明をお願いします。

事務局 : これまでの会議録は一言一句記載し、発言者名も併せて記載しておりました。

会長 : 皆様、今までどおりでよろしいでしょうか。

一同 : 異議なし。

会長 : よろしいようでしたら、そのように事務局の方で会議録の作成をお願いいたします。

それでは議事に入りますが、この会議の公開について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 : 会議の公開について説明いたします。

「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、法令、または条例の規定により会議が非公開とされる場合を除きまして、原則、公開となっておりますので、当会議におきましても、原則、公開とさせていただければと思います。

会長 : 皆様どうでしょうか、よろしいでしょうか。

一同 : 異議なし。

会長 : 事務局、本日は傍聴の希望はありますか。

事務局 : ございませぬ。

会長 : 今回の議題は「災害時の医療について」となっております、この内容について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 : 今年度も昨年に引き続き、テーマを「災害時における医療について」とさせていただきました、東日本大震災後、当市では「地

域防災計画」の見直しを行っております。

健康増進課では「衛生医療班対応マニュアル」を作成して、災害時への医療対応をしております。

昨年度はお手元のマニュアルについてご意見をいただきまして、見直しをしたところでございます。

本日は、見直しを行いましたマニュアルについて、ご意見をいただきたくこのテーマといたしました。

「衛生医療班対応マニュアル」について、概要をご説明いたします。

「鎌ヶ谷市地域防災計画」による応急医療救護に基づき、衛生医療班で対応する手順を定めています。

資料1の新旧対照表も併せてご覧ください。

また資料2は「鎌ヶ谷市地域防災計画」の中から、関係のある箇所を抜粋したものです。

この中の震-3-3-3が応急医療救護のページになっていますので、後程ご覧ください。

主な変更点についてですけれども、「衛生医療班対応マニュアル」の1ページをご覧ください、衛生医療班の本部組織を載せました。

鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、習志野健康福祉センター、それに千葉県接骨師会船橋・鎌ヶ谷支部に災害時にご協力をいただくこととしております。

2ページをご覧ください。

ここには救護所の設置について載せてあります、市内14の小・中学校を救護所の設置候補場所として、被災状況に応じて選びます。

次に、3ページをご覧ください、衛生医療班の派遣についてです。

医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会の会員の方々に、衛生医療班としてご協力をいただくこととなっております。

5ページには、救護所の各会の担当の方を、1ページにまとめて記載しました。

次に6ページをご覧ください。

救護所の設置手順を作成しました。

8ページからは資料となっております。

8ページから16ページまでは必要物品の一覧、17ページに

は市内の地図で救護所の設置候補場所、18ページから22ページまでは、救護所に必要な帳票類等を作成して載せてあります。

説明は以上ですが、衛生医療班対応マニュアルにつきましては、さらに精査して充実させていく必要があると考えております。

現在、市の防災計画を見直し中ですので、変更箇所等が出た場合には、次回の会議で報告させていただこうと思います。

本日までご参加の皆様から、それぞれの立場で災害時の医療について課題となること、また、それぞれができること等をお話しいただきたいと思っております。

これで市の説明は終わります。

会長 : それでは、事務局から提案のありましたことにつきまして、それぞれの立場から災害時の医療について課題となることや、あるいはできることについて、お話しいただけますでしょうか。

皆さんのお話を聞き終えてから、質問等を受けたいと思っております。

名簿の順にご発言をいただきたいと思っております、申し訳ありませんが、時間の関係でおひとり3分ぐらいでお願いいたします。

それでは、最初に歯科医師会の斎藤委員お願いいたします。

斎藤委員 : 今一つ、救護所でやる診療の内容が、把握できてない部分があるのですけれども。

当時を見ますと神戸の地震の時に、一般の診療室が機能しなくなって、また、大きな病院には救急患者が運び込まれるので、普通の医科とか、歯科の疾患を持つ患者を治療するのを、診療所の足りなくなった分を、救護所で診るといようなことを聞いたのですけれども、救護所の目的が今一つ明確にならないのと、あともう一つ、歯科から言わせていただきますと、最近は口腔ケアの重要性がよく言われております。

特に、救護所で高齢者の場合、口腔内が汚れてきますと誤嚥性肺炎とか、いろいろな疾病を誘発させる恐れがありますので、この中には口腔ケアの用品が入っているかどうかわからなかったのですけれども、調べたら載ってないようなので、もし、なければ口腔ケア用品を入れていただければと思います。

日本歯科医師会の方でも、歯科のメーカーから器材をいただいて、それを回していくのですが、先の東北の地震においても、県の歯科医師会、それから郡の歯科医師会まではいくみたいですね。

れども、実際に末端の救護所にはなかなかいかなくて、同級生の方から口腔ケアの用品を送ってくれと、かなり頼まれましたので、流通と言うか、運ぶ過程がうまくいくまでは、救護所に口腔ケアの用品も備蓄しておいた方がいいのではないかという気がします。

それから、前段の救護所でやる診療の内容に関してなのですけども、歯科の場合はやはり、削る道具とかがないと本格的な治療はできませんので、初期の段階でどの程度の治療をそこでやらなければいけないのか、というのが明白にならないと、それに必要な機材というのはなかなかわからないという部分がありますので、歯科に求められている救護所での役割を、こちらとしてももう少し考えていきますが、協議していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

会長 : どうもありがとうございました、今の件について検討をよろしく願いいたします。

また、この場で説明できることがあれば、あとでお願いいたします。

次に、薬剤師会の小林委員、お願いいたします。

小林委員 : 私どもは、3ページにもありますように、救護班といたしましては、医師会、歯科医師会、あるいは看護協会とか、接骨師会とかの方々と協力して、出動することになるかと思えます。

先日も私どもの船橋薬剤師会、鎌ヶ谷市は船橋薬剤会に入っておりますので、医薬品の供給その他に関して、船橋薬剤師会とも話し合いをしたところです。

なるべくスムーズに、供給いただきたいという願いをしたところです。

3ページの下の方にも書いてありますが、衛生医療班本部から薬剤師会に連絡が来まして、それから医薬品、医療用資器材の準備ということになります。

医師会とか、歯科医師会、それから鎌ヶ谷総合病院にもお世話になるかと思うのですが、よろしく願いいたします。

私ども、個々の薬局ではほとんど在庫は持っておりませんので、救急医薬品、それから必要な医薬品というのは、結局依存して、取り寄せて使うということになるかと思うのですが、その時はまた、習志野健康福祉センターとか、医薬品の卸の業者などにもお世話になるかと思えますが、よろしく願いいたします。

会長 : どうもありがとうございました、次に、千葉県看護協会の小島

委員お願いいたします。

小島委員 : 昨年、この会で検討してほしいということで意見が上がっていたことは、各救護所の備蓄、特に診療材料についてということ意見があったかと思うのですけれども、今回、案を見させていただいて、救急箱の内訳ですとか、内服薬とか、きちんと明確に本数とかが書かれていて、そういうところが修正がされていてよかったと思っております。

以上です。

会長 : ありがとうございます。

次に、社会福祉協議会の徳田委員お願いいたします。

徳田委員 : 土曜日に災害ボランティアセンターの訓練があったのですが、ボランティアの方々を、こういうところで活用できる方法を考えたらどうかと思います。

もうひとつ聞きたいのは、応急医療活動の中のヘリコプターの離着陸の場所が、これを見ると3か所しか載ってないのですけれども、救急の場合に、各学校にヘリコプターが離着陸できるような、方策はあるのかということを知りたいのですが。

会長 : ヘリコプターの着陸の問題ですね。

徳田委員 : 学校3か所ぐらいしか載ってませんが、ほかの学校でも十分なスペースがあるのではないかと思います。

離着陸に対して。

会長 : もしわかるようでしたら、あとで答弁をお願いいたします。

資料に丸がついているのは、小型ですか、大型ですか。

自衛隊の大型ヘリコプターはこの丸には該当しないのですか。

習志野空挺団の持っている、後ろと前にプロペラがついた大きいやつですけれど。

わからなければ、後で検討していただければ結構です。

事務局 : まとめて最後にお答えいたします。

会長 : どうもありがとうございました。

次に介護サービス事業所代表の児安委員お願いいたします。

児安委員 : 先ほど話がありました、医療救護所の設置場所が各小、中学校ということで、先日うちの施設から小学校に慰問みたいな形で伺った時に、排泄する場所のことについて、トイレに手すり等がついてないということで、なかなか排泄するのが困難というケースが見られたので、避難する場所については、身体的に低下している方がトイレを使う際には、和式等では対応ができず、洋式も

あるにはあったのですが、手すり等がないと介助が必要ということを見ると、避難される方の排泄する場所というのが大事になってくるかと思imasので、何かしら検討があってもいいかと思imas。

以上です。

会長 : どうもありがとうございました。

次に自治連合協議会の山本委員お願いいたします。

山本委員 : 私は今日が初めての新人なもので、質問の内容を把握できるほどまだ勉強しておりません。

一応何もなしということにしてください。

会長 : ありがとうございます、また何かありましたらよろしくお願いたします。

次に、習志野健康福祉センターの井上委員お願いいたします。

井上委員 : 県の立場ということになるのですけれども、いくつか県への連絡先、県の窓口ということになるのですけれども、3ページのところですと、県に医療救護班の派遣を要請するとか、あるいは医薬品を県を通じて供給するとか、あるいは4ページのところでも、後方医療施設の確保で県の医療救護班という形で、県の要請窓口ということになるのですけれども、実は県の災害対策本部が立ちまして、その中に医療救護本部というのができます。

都市部の場合は保健所を通してというのではなくて、直接、県の医療救護本部に連絡を取って、派遣要請してかまわないと、その方がスムーズですし、保健所がいただいても、もちろん現地の情報収集はするのですけれども、市からの要請に対しては県を経由しなくても、本庁で直接受ける体制を、今、整えていますので、その連絡先に関しては、また、後程事務局と協議させていただくということで、保健所経由でなくて、県の救護本部に直で調整するという形になりますので、その辺の修正をお願いしたいということ。

あと13ページのところに、資料4で県が備蓄している災害用備蓄品のリストがありますが、この県が備蓄する医薬品あるいは資機材の内容について、現在見直し中で、県医師会あるいは県薬剤師会とも協議しながら、内容の正確な品目について、今、調整中、見直しております。

実はここに上がっているのは、全部、阪神淡路の時の反省に基づいてリストを作ってまして、現実的にはそぐわないところがあ

るということで見直し中ですので、これは見直しが済み次第提示できると思います、以上です。

会長 : どうもありがとうございました。

次に鎌ヶ谷総合病院の山本委員お願いいたします。

山本委員 : 東北の大震災の後に、1週間ぐらいして視察に行ったのですが、その時やはり医療機関で断水、停電がありますと、困るのが透析の患者で受け入れ先がなかなか見つからない。

ただ4日も5日も透析しないと生活に支障が出てしまうと、困っているのを結構見ましたので、特殊なケースではありますけれども、災害時に透析患者の受け入れ可能施設というのを、示しておいた方がいいかなという感じはしました、以上です。

会長 : どうもありがとうございました。

次に市民代表の沖田委員お願いいたします。

沖田委員 : まったく初めてでしてよくわからないのですが、ただ一つ疑問に思うのが、5ページにあります、救護所に行く場合なのですが、私も、私が今住んでいる地区が南部地区なんです、それで行く先が南部小学校と第四中学校となっておりますけれども、実際には鎌ヶ谷小学校とか鎌ヶ谷中学校のほうが近いのですね、ですのでこの場合はどちらに、指定されたところへ行けばいいのですけれども、近い方へ行った方が合理的ではないかという考え方があって、お聞きしたいと思ったのですけれども。

会長 : その辺については、事務局の方からあとで説明をお願いいたします。

どうもありがとうございました、最後に皆さんの意見をお聞きして、今回のテーマを主として所管する行政代表としての、宗川委員と皆川委員、何かお話をいただければありがたいと思います。

宗川委員 : 先ほど鎌ヶ谷市の地域防災計画の資料、それをもとに今回の「衛生医療班対応マニュアル」が作成されております。

実はこのマニュアル、今、県の方からも話がありましたが、阪神淡路大震災の教訓を得て、21年度の修正版です。

ということは、これは先の東日本大震災の教訓を得て、まだその防災計画が新しくなっていない状況です。

それで、今、こういった状況になっているかというと、今年の3月末までに、東日本大震災、それから近年発生しています大規模災害をベースに、国が色々な基準を見直ししております。

防災計画を含め、県の地域防災計画、見直しをしています。

そしてその上位計画に関連する法律も含めて、基準の見直し、そういったものに適合させるように、3月末までに、この鎌ヶ谷市の地域防災計画を新たに修正をしようということで、今、案を策定した段階でして、正式に皆さんにまだ披露するというような段階ではありませんので、そういった意味ではこの内容は、一部、東日本大震災等の教訓を得た部分で、ギャップが出てきてるところではないかというふうに推測されます。

それで今回の地域防災計画のいわゆる基本的な考え方です。

これは大きく三つありまして、一つは減災を重視した防災計画ということです。

これも東日本大震災の教訓ですが、災害の発生を完全に防ぐのは不可能ということから、災害時の被害を最小限にする、いわゆる減災という考え方を取り入れています。

それが一つです。

二つ目は、自助、共助の取組の強化です。

これも東日本大震災からの教訓ですが、大変、被害が広域にわたって、市や、防災関係機関の活動が、それのみでは対応できなくなってしまうということで、自助、共助の取組を強化して、そういった地域の防災力を高めていこうということが、二つ目の考え方です。

それから三つ目は、災害時の要援護者、それから男女共同参画の視点に立った対策です。

これはいわゆる少子高齢化に伴って、大規模災害で高齢者が犠牲になるという割合がかなり増えている、そういった視点と、もう一つは、避難所生活における女性への配慮、こういった点が問題視されていることから、今回、見直しの中では、高齢者を含めた災害時の要援護者に対する支援や、男女共同参画の視点も対策の中に入れて、今、新たに地域防災計画の見直しを図っているところです。

予定ですが、今、案はできています。

これを2月10日から約1か月間パブリックコメントを実施しまして、3月の下旬に鎌ヶ谷市の防災会議というのがあります。

その会議に諮問して、3月末までに計画として策定するという予定になっています。

防災計画はそういう形で今、見直しをしているということをご理解していただいて、これに関わる修正部分については、後程、

出来た段階でまた見直しを図るといようなことを、事務局から説明がありましたので、そういった取扱いでお願いしたいと思えます。

私からは以上です。

会長 : どうもありがとうございました。

皆川委員お願いいたします。

皆川委員 : 鎌ヶ谷市では、大規模な災害に備えまして、ただ今、宗川委員が話したとおりの地域防災計画を定めています。

その中で健康福祉部が所管する部分の一つとしては、このマニュアルでも紹介してはいますが、衛生医療班を組織して活動することになりますが、その具体的な活動内容を示したのが、先ほど担当から説明しましたマニュアルです。

このマニュアルについては、関係機関の皆さんと協議して整備したものです。

活動内容を大まかに言いますと、被災地の情報をもとにして、鎌ヶ谷市医師会と連絡を取りながら救護所の設置を決めまして、救護所への医療資器材の搬入だとか、医療関係者の方々から医療スタッフを派遣してもらって、医療救護所でのトリアージですとか、傷病者への応急処置、後方医療施設への搬送、そういった業務を担うような形になると思います。

昨年の12月に、国の中央防災会議が首都直下型地震による新たな被害想定というものを適用しまして、マグニチュード7級の発生確率が30年の間に70%程度であるといようなことで、死者が最悪で2万3千人だとい発表がされております。

本市におきましても、現在、防災基礎調査を踏まえますと、多数の死傷者が出ると予測されております。

一方で、電気、ガス、水道、それから交通網、通信網というのでも遮断される。

そういう混乱した状況の中で、医療救護活動、それから被災者への適切な救援救護活動が、迅速な形で求められるようになってくるだろうと思われま。

災害時における医療救護活動に関しましては、災害の規模にもよって異なりますし、それから時間の経過によっても異なってくるだろうと考えております。

マニュアルの中にも記載してありますが、初動期体制、それから応急期体制、復旧期体制といったように、発災直後であ

れば、とりあえずといった救命医療などを行うことが求められますし、徐々に時間が経過する中で、巡回医療班による医療救護活動、そして避難所での精神的支援といったような形で、時間的に応急体制が変わってくるだろうと思っています。

したがいまして平常時から、千葉県ですとか、各医療機関、そして関係団体の皆さんと、災害現場で医療に従事していただく方々の、医療スタッフでありますとか、それから医薬品、資器材の確保、それから通信体制、こういったものが災害が発生する時間帯、状況によって、想定したものを、我々、各関係機関の皆さんの役割、連絡体系というものを引き続き協議、確認させていただければと思っております、以上です。

会長 : どうもありがとうございました。

それではそれぞれの立場から多様な意見をいただきましたが、今までの意見の中で、今日この場で答えることができるものがあれば、事務局の方から簡単にお問い合わせいたします。

事務局 : 斎藤委員からありました救護所の目的ですが、あくまでも救護所については、防災計画の中にも明記されております、応急期医療の処置ですので、それに特化したものです。

ですから救護所で行われるのは、一番目はトリアージ、それから最低限の治療、そして後方支援医療施設へ移送、またそこから基幹病院等に転院するという手段をとりますので、そのあたりがこの救護所の目的です。

二点目の高齢者に対する口腔ケアの用品等の不足という意見ですが、そういうことも必要と考えられますが、今のところここには入っていないという状況になります。

三点目の歯の診療内容につきましては、口腔ケアは救護所においてというより、避難所において必要という意見として、避難所の担当と今後、調整するとともに、防災担当の市民生活部長もおられますから、そのあたりもしっかり調整したいと考えております。

よろしいでしょうか。

次に薬剤師会の小林委員の意見についてですが、現在、薬剤師会とか薬局では在庫がないということで、業者とも連携を取ってやっていただけるということですが、なお、今後も私どもと薬剤師会でタグを形成して、計画上は薬剤師会を通すと卸業者もやりやすいという面と、それまでの合間の薬品不足については、県

の方にも備蓄があり、習志野保健所の担当者から3セット県の計画に入っているということで、揃えやすくなっているとは思いますが、その辺も含めて管理できる状態かを協議したいと考えております。

なお、薬剤師会と市内の薬品業者、スーパーも含めて協会に入っているところがありますので、今後も調整していきたいと思っております、ご協力をお願いします。

看護協会の小島委員から、前回に対して備蓄の修正があったという指摘をいただきまして、ありがとうございました。

そのあたり、前回指摘がありましたので、救護所における薬品関係、資機材の明記をしました。

社会福祉協議会の徳田委員の意見についてですが、災害ボランティアの活用というのは、本当に必要なことですので、それについては医療救護所はもちろん、災害時の避難所や全体的なものも当然、災害ボランティアセンターの立ち上げもありますので、その辺は主管課の方と調整するようにいたします。

中学校へのヘリの離着陸の件ですが、これは前提として、医療救護班というよりも本来の防災計画の方で、自衛隊の大型ヘリが降りられるということが前提にあることなので、学校のスペースだけではなく、近隣状況とかあるいは高架の配線とか、その辺のことを配慮してこの3か所になっているかとは思いますが、正確には主管課ではございませんので、その辺は再度確認して、次回には報告できればと考えております。

会長 : これは結局、自衛隊の大型ヘリが使えるかどうかというのは、先ほど、鎌ヶ谷総合病院の山本委員から提案があった、透析患者をどうするかとか、結局、この防災計画で想定しているのは地震ですよね、津波は鎌ヶ谷には来ないですから、地震によって建物が損壊する、倒壊する、あるいはそれによっておこる火災でライフラインが切断される、そういうときにどういうふうにするかということですがけれども、結局、鎌ヶ谷総合病院でもそうでしょうけれど、ある程度の電源の確保はできますよね。

ただ、バックアップ用の燃料が切れてしまえばもうできないわけですから、そうすると水道が来ない、電源が来ない、これ手術はできませんね。

透析もできません。

そういうときには災害地域でケアとか治療を行うよりも、他に

運んだ方がいいわけですね。

どんどん運ぶ、その運ぶ手段として陸路が使えるといいけれども、陸路が使えないときにはヘリコプターを使う、そういうときにやはり自衛隊の輸送ヘリですね、あれはたくさん的人数をいっぺんに運べますので、その大型ヘリが着陸できる場所が鎌ヶ谷市内にどれだけあるのか、そういうことが大事だと思うのですね、そういう意味ですね。

事務局 : ありがとうございます、学校だけではなく、市役所の災害本部に離着陸できるかどうかも含めまして、それは本隊である主管課と確認したいと思います。

児安委員からあったトイレの手すりの件ですが、避難所において弱者対策ということで、計画の中にも掲載されると思われませんが、これも主管課と調整したいと思います。

皆川委員 : 今の地域防災計画の中の備蓄品の項目の中に、各避難所に洋式型の簡易トイレは設置する計画になっておりますので、それがすべて満足していただけるかどうかはわかりませんが、洋式の仮設トイレの設置は今の計画の中でも、当然、想定がされているところです。

会長 : 問題は、体の不自由な方も使える簡易トイレであるかどうかということですね。

皆川委員 : その辺はまた今後、備蓄品の内容を整備するにあたって、私も防災担当部局と協議していきます。

事務局 : 健康福祉センターの井上委員から指摘のあった、県本部への直接の派遣要請について、後日早急に検討したいと思います。

県の備蓄品についても、見直し中ということですので、そのことについても今後、担当者と連絡、調整したいと思います。

鎌ヶ谷総合病院の山本委員から、災害時にも患者の受け入れ可能というありがたいお話をいただきまして、受け入れについては地下水、自家発電を完備しており、地震のことも当然、耐震設備が整っているでしょうから、その時には的確に対処していただけたらと思っています。

市民代表の沖田委員の意見ですが、救護所の行先についてですね。

これはあくまでも体制の中で区切りのために割り振っていますので、市民の方は近くの行けるところに行ってくださいという形でかまいません。

以上です。

- 会長 : どうもありがとうございました。
それではその他になにか質問等ございましたら。
- 井上委員 : 6ページの備品等の調達先のところに、救急医療セットで災害時医療センターというのがあるのですが、これはこの保健センターの4階の中にあるということですか。
そういう場所があつてそこに保管するということですね。
- 事務局 : この総合福祉保健センターの4階にそういう部屋がありまして、医師会の事務局の向かい側にあります。
医師会の事務局員も常駐していますので、そこにセットのジュラルミンケースとかも医療資器材を用意しております。
- 井上委員 : 県の考え方としては、今まで備蓄品といった時には漫然と備蓄していたのですけれども、今回、整備して医療救護所の初期、2日3日以内に必要になる医療救護所用の医薬品と、それから病院で不足する医薬品というふうに二つに分けて、保健所の方には、医療救護所用の初期の薬品に特化して備蓄するということになってますので、多分、鎌ヶ谷市が発災直後、数時間以内にもう医療救護所を立ち上げることになると思うのですけれども、その時に必要な医薬品に関しては備蓄していただくとして、それで不足する分については保健所から、要請があれば直ちに補給するという形になると思いますので、ただ、救護所を立ち上げる時に必要な医薬品に関しては、できれば備蓄しておいていただきたいと思えます。
- 事務局 : また、そのあたりのことについて詳細は、担当者レベルで協議できればと思いますので、よろしくをお願いします。
- 小林委員 : 習志野に備蓄している、救護所用の3セットのうちの一つは鎌ヶ谷にということですか。
- 井上委員 : そういうふうには決まっています。
- 小林委員 : そう解釈してはいけないのですね。
- 井上委員 : 早い者勝ちかもしれませんが、そうはいつでも数時間以内にとでも届けられるとは思えませんので、救護所を立ち上げると同時に必要な医薬品に関しては、もちろん、できるだけ早いところで調達していただいて、それに不足する分で保健所が備蓄する分については、あらためてまた、品目等を全部公表されると思いますので、だから何が必要かに関しては今、県医師会、県薬剤師会と協議しているところですので。

小林委員 : その3セットのうちの一つを、たとえば鎌ヶ谷でいつでも使える状態にしておくということは、可能なのですね。

井上委員 : どこ用というわけではありませんので。

会長 : どうもありがとうございました、その他何かございますか。

斎藤委員 : やはり救護所でやれることは限られていると思うのですけれども、多分、そうすると鎌ヶ谷総合病院の方へ運ばれる患者が、かなり多いと思うのですが、山本委員にお聞きしたいのですが、鎌ヶ谷総合病院の電気とか、水道ってどのくらいもつものなのか。

山本委員 : 電気の方は自家発電がありますけれど、停電になったことが無いので実際わからないのですが、水道の方は地下水を使っていますので、ポンプが動けばずっと使えます。

会長 : 一般的には、病院に置いてあるバックアップ用の自家発電ですね。

あれは燃料は石油を使うわけですけど、大体36時間ぐらいで尽きてしまうのではないのでしょうか。

そんなに1週間もは、とてももたないですよ。

ですからなくなってしまって、燃料の補給が無いということを考えれば、やはり重症の患者を、どんどんほかの遠く離れたところに、車かヘリで運ばないと助けられないということ、ですから先ほど言いましたように、大事なものは、全部、災害地でやろうとしないで、ライフラインがダメになったら、どんどん遠くに運ぶと、じゃあ、どこに運ぶんだということをその場になって相談、あるいは電話していても仕方がないので、やはり、平時の時にここでそういう事態になったら、たとえば栃木県、茨城県、あるいは群馬県、東京都、そういうところの自治体と、ある程度の連絡の体制をとっておかないと、非常時には間に合わない。

どうもありがとうございました。

その他何かございますか、特段、無いようでしたら、本日、出された意見につきましては、議事録として、皆さんに後日、配布をいたします。

また、事務局においては、今日の貴重な意見の中から、市の施策として検討する必要があると思われることについては、前向きに検討していただけるように、お願いいたします。

それでは皆さん、円滑な運営に協力をいただきましてありがとうございます。

これをもちまして議長の役を終わらせていただきます。

事務局 : 委員の皆さん、どうもありがとうございました。

問題提起等もいただき、今後の検討課題とさせていただきたい
と思います。

また、新しい地域防災計画が策定されましたら、それに基づいて
修正したものを、皆さんに再度、諮りたいと思っておりますので、
よろしく願いいたします。

なお、本日の議事録は、堀江会長から先ほど話がありましたと
おり、後日、郵送させていただきます。

それではお忙しい中、出席いただきまして、ありがとうございました。
これで本日の会を閉じさせていただきます。